

所定疾患施設療養費Ⅱ算定状況について

入所者様の医療的ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設での医療について以下要件を満たした場合に評価されることとなっており、厚生労働省の定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の実施及び算定状況を公表いたします。

算定要件について

- ① 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- ② 治療管理として、投薬、検査、注射、処置などが行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- ③ 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。
- ④ 請求に際して、診断・行った検査・治療内容などを記載すること。
- ⑤ 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時算定することはできない。

主な検査・治療内容	
肺炎	レントゲン、尿検査、採血検査、点滴、内服、酸素吸入等
尿路感染	点滴、採血検査、点滴、内服
带状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布
蜂窩織炎	抗生剤の投与（内服、点滴等）
慢性心不全の増悪	注射、酸素投与等

所定疾患施設療養費に関する実施状況について

令和6年4月分より更新掲載しております。